

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策  
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関稅庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			-	-
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	-	-
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	-	-
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	-	-
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	-	-
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

\*1 一般法による対応も含まれる

\*2 各国毎に内容が異なる

\*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

## 8 チリ

### 8.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

#### 概要

チリにおける水際措置は、権利者の申立てに基づく取締りと職権による取締りとがあるが、申立てに基づく取締りの場合、権利者は税関ではなく、裁判所に民事裁判を提訴又は刑事告発を行う必要がある。税関は、裁判所からの判断を得て差止等の措置を行う。職権による取締りは、商標権と著作権について行われており、権利者は税関から通知を受けたのち、民事裁判又は刑事告発を行う必要がある。

表 1 主な関係機関の名称と略称<sup>1,2</sup>

機関名 (略称)	英語略称、名称
チリ税関庁 <sup>3</sup>	Dirección Nacional de Aduanas
チリ知的財産庁 <sup>4</sup>	Instituto Nacional de Propiedad Industrial (INAPI)
チリ警察 <sup>5</sup>	Carabineros de Chile
刑事警察 <sup>6</sup> (知的財産権侵害捜査班 <sup>7</sup> )	Policia de Investigaciones de Chile (PDI) (Brigada de Investigacion de Delitos de Propriedad Intelectual ((BRIDEPI))
官民税関審議会 <sup>8</sup>	Consejo Aduanero Publico Privado (CAPP)

#### 8.1.1 水際措置の内容及び実施状況

##### (1) 対象

チリにおける水際措置の対象は、権利者からの申請による場合が特許、実用新案、意匠、商標及び著作権であり、税関の職権による取締りの対象は商標及び著作権のみとなっている。水際での取締りは、輸入、輸出及びトランジットの段階で行われている<sup>9</sup>。

<sup>1</sup> 本調査研究では、税関取締りの対象となる知的財産権として、特許、実用新案、意匠、商標及び著作権を調査対象としており、原産地表示、集積回路配置設計、植物新品種その他の知的財産権として含まれるものは対象としていない。このため、関連機関についても、これらを管轄する機関については記載していない。

<sup>2</sup> ここに掲げた機関は、本調査での質問票調査及び次の文献に基づく。パイバ弁護士・知財事務所「報告書 チリにおける模倣品・海賊版に関する活動」、第4頁から第5頁、独立行政法人 日本貿易振興機構編集、2014年3月、URL: [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/cs\\_america/cl/ip/pdf/2014\\_report.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/cs_america/cl/ip/pdf/2014_report.pdf) (最終アクセス日: 2017年3月13日)

<sup>3</sup> (参考) チリ税関庁ウェブサイト URL: <http://www.aduana.cl/aduana/site/edic/base/port/inicio.html> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

<sup>4</sup> (参考) チリ知的財産庁ウェブサイト (INAPI) URL: <http://www.inapi.cl/portal/institucional/600/w3-channel.html> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

<sup>5</sup> (参考) チリ警察ウェブサイト URL: <http://www.carabineros.cl/> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

<sup>6</sup> (参考) チリ刑事警察ウェブサイト URL: <http://www.investigaciones.cl/> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

<sup>7</sup> (参考) 刑事警察 知的財産権侵害捜査班ウェブサイト URL: <https://www.policia.cl/jenadec/propiedad/propiedad.htm> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

<sup>8</sup> (参考) 官民税関審議会、チリ税関ウェブサイト内、URL: <https://www.aduana.cl/consejo-aduanero-publico-privado/aduana/2013-04-19/160119.html> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

<sup>9</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

表 2 水際措置の有無<sup>10</sup>

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>
	職権差止	×	×	×	△ <sup>※2</sup>	△ <sup>※2</sup>
輸出	申立差止	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>
	職権差止	×	×	×	△ <sup>※2</sup>	△ <sup>※2</sup>
トランジット	申立差止	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>
	職権差止	×	×	×	△ <sup>※2</sup>	△ <sup>※2</sup>
税関登録制度		×	×	×	×	×

<sup>※1</sup> 根拠となる規定は、すべて法令第19,912号第6条である。

<sup>※2</sup> 商標と著作権に関しては運用で職権による取締りを行っている。根拠となる規定は不明である。

## (2) 水際措置に関する基本的な規定について

チリにおける知的財産権の保護は、国内法令と共に、チリが署名しているパリ条約、TRIPs協定、ベルヌ条約等の各種条約によって確立されており、知的財産は憲法の第19条25において、創作物や特許、商標等に関する保護が認められている<sup>11</sup>。これに対応して法令第19.039号<sup>12</sup>（産業財産法）が設けられている。

法令第19.039号（産業財産法）及びその改正法が対象とするのは、商標、特許、実用新案、工業意匠、集積回路、原産地名称及び企業秘密を含む産業財産権である。この法では、これらの権利の侵害に対する民事措置及び刑事措置の規定も含まれる。例えば、各権利に対応する条文は以下のようにになっている（下記表2参照）。

著作権に関しては、法令17.336号<sup>13</sup>で定められており、著作権の侵害に対する民事措置及び刑事措置に関する規定も含まれる。

これらに加えて、TRIPs協定に対応するために、税関における水際措置の手続に関して法令第19.912号<sup>14</sup>が定められた。このような水際措置に関しては、法令第19.912号に加えて税関に関する一般規則も適用される<sup>15</sup>。

<sup>10</sup> なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

<sup>11</sup> Antonio Marinovic, Luis I Olmendo, “Anti-counterfeiting 2011 - A Global Guide Chile,” 20 April 2011, world trademark review, URL: <http://www.worldtrademarkreview.com/Intelligence/Anti-Counterfeiting/2011/Country-chapters/Chile>（最終アクセス日：2017年3月13日）

<sup>12</sup> “Law No. 19.039 on Industrial Property (Consolidated Text of January 26, 2007, approved by Decree-Law No. 3),” WIPO Lex, URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=5324>（最終アクセス日：2017年3月13日）

<sup>13</sup> “Law No. 17.336 on Intellectual Property (as amended up to Law No. 20.750 on the Introduction of Digital Terrestrial Television),” WIPO Lex, URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=16066>（最終アクセス日：2017年3月13日）なお、本文はスペイン語のみである。

<sup>14</sup> “Law No. 19.912 bringing the Law No. 17.336 on Intellectual Property into line with the Agreements of the World Trade Organization (WTO),” World International Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=5321>（最終アクセス日：2017年3月13日）なお、ここに挙げたリンク先はスペイン語のみである。

<sup>15</sup> パイバ弁護士・知財事務所「報告書 チリにおける模倣品・海賊版に関する活動」、第7頁、独立行政法人 日本貿易振興機構編集、2014年3月 URL: [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/cs\\_america/cl/ip/pdf/2014\\_report.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/cs_america/cl/ip/pdf/2014_report.pdf)（最終アクセス日：2017年3月13日）

表 3 権利の種別による侵害に関する基本的な規定

(法令第19.039条)		(法令第17.336号)	
商標	第28条	著作権	第18条e
特許	第52条		第2節 (第78条以降)
実用新案 (Utility model)	第61条		
集積回路	第85条		
企業秘密	第87条		
未公表データ	第89条		
原産地名	第105条		

(関連条文)

<法令第19.912号<sup>16</sup> (水際措置) >

**Article 6:** “Holders of industrial as well as copyright and related rights registered in Chile may request in writing before the appropriate Court, the suspension of the dispatch of merchandise which in any form, entails an infringement of their granted rights pursuant to laws (acts) No. 19.039 and No. 17.336”.

第6条：「チリにおいて登録された産業権及び著作権並びに関連する権利の保有者は、法第19.039号及び第17.336号に基づいて付与された権利の侵害を何らかの形で伴う商品の通関差止を管轄裁判所に書面をもって求めることができる。」

**Article 16:** “Customs authority may order ex-officio the suspension of the dispatch of merchandise when, by simple examination, it seems evident that the aforementioned merchandise bears a counterfeited trademark or commits copyright infringements. In such cases, the customs office must inform the holder’s right, if identified, about the possible infringement so that the holder may exercise his right to request a suspension and other applicable rights in accordance with the preceding provisions and specially for the purpose of providing information on the merchandise’s authenticity. Furthermore, the Customs office must file the corresponding complaint according to the law.

Suspension of dispatches ordered by the customs office pursuant to this provision shall be effective for a maximum of a period of 5 days, after which the merchandise will be dispatched in accordance with article 11 unless a notification is received ordering the continuance of the suspension measure. The proper customs office will appoint the owner, importer, consignee or a third party as an official receiver (depository), who may be subject to liability under article 12; otherwise the merchandise will be left at the disposal of the competent Court as

<sup>16</sup> 前掲脚注 14 参照。英文の公定訳はなく、本章に掲げた英文は、質問票の回答に記載されたものを参照している。また、日本語訳は仮訳である。

appropriate

In any case, the proper Customs office may always take a representative sample from the merchandise to carry out an examination or make it available to the appropriate Court”.

第16条：税関当局は、簡易検査により、上記の商品に、偽造された商標が付されているか又は著作権侵害があることが明らかであると考えられる場合には、商品の通関差止を職権で命じることができる。この場合、税関は、権利者が上記の規定に従って差止を求める権利その他該当する権利を行使することができるよう、また、特に商品の真正性に関する情報を提供するため、権利者が特定されたときはその権利者に対し、侵害の可能性を通知しなければならない。さらに、税関は法に従って、それに関連する訴えを起こさなければならない。

この規定に従って税関が命じた通関差止は最大5日間有効とし、その後、差止措置の継続を命じる通知を受領しない限り、第11条に従って商品の通関が行われる。担当税関は、所有者、輸入者、荷受人又は第三者を正式な受取人（保管者）に任命し、この者は、第12条に基づく責任を負うことがある。これ以外の場合には、商品は、該当する管轄裁判所の処分に委ねられる。

いかなる場合も、担当税関は、検査を行うため又は管轄裁判所に提供するため、常に商品の中から代表サンプルを取得することができる。

### Decree No. 30 with Force of Law of 2004 on Customs Ordinance.

**Article 168, section 2:** “Will incur in the offense of smuggling, any person who enters or extract from national territory, goods whose import or export, respectively, is prohibited”.

#### 省令第30号税関一般規則

第168条第2項：輸入又は輸出が禁止されている商品を領域内に持込み又は持ち出す者は、密輸の罪を負う。

### <法令第19.039号<sup>17</sup>（産業財産法）>

**Article 28.**— The following persons shall be sentenced to a fine of 25 to 1,000 monthly accounting units payable to the State:

- (a) anyone who with ill intent and for commercial purposes, uses a mark identical or similar to another already registered for the same products or services or establishments, or in relation to products, services or establishments related to those covered by the registered mark, notwithstanding the provisions of Article 19bis E;
- (b) anyone who, for commercial purposes, uses an unregistered, lapsed or invalidated mark in a manner indicating that it is a registered mark or imitating a registered mark;
- (c) anyone who, for commercial purposes, uses containers or packaging bearing a registered mark, without the right to use that mark, without having first previously erased it, except where the packaging so marked is intended to

<sup>17</sup> 前掲脚注 12 参照。英文は、脚注 12 に掲げたスペイン語原文の Unofficial Translation である。日本語訳は仮訳である。以下、特に断りのない限り、日本語訳は仮訳である。

contain products of a type different from that protected by the mark.

Any person committing a second or subsequent offense within five years of the application of a fine shall receive another fine of no less than double the preceding fine, up to a maximum amount of 2,000 monthly accounting units.

第28条：次の者は、国家に支払われるべき25から1,000月計算単位までの罰金に処するものとする。

- (a) 第19条の2Eの規定に拘わらず、他の登録済みの標章であって、同一の製品、サービス又は施設について、又は登録済みの標章が対象とするものに関係する製品、サービス又は施設に関連して、同一又は類似するものを、不正に商業目的で使用した者
- (b) 登録されていない、失効した又は無効とされた標章を、それが登録標章であると表示し、又は登録標章を模倣するような方法で、商業目的で使用した者
- (c) 登録標章を付した容器又は包装を、当該標章を使用する権利なしに、予め当該標章を抹消することなく商業目的で使用した者。ただし、そのように標章を付した包装が当該標章によって保護されるのとは異なる種類の製品を収容することを意図したものである場合を除く。

罰金の適用から5年以内に第2の又はそれに続く罪を犯した者は、先の罰金の倍額以上で、2,000月計算単位の金額を上限とする罰金に処するものとする。

**Article 52.**— The following persons shall be subject to a fine of 25 to 1,000 monthly accounting units payable to the State:

- (a) any person who with ill intent manufactures, uses, offers or introduces to the market, imports or is in possession of a patented invention, for commercial purposes, notwithstanding the provisions of the fifth subparagraph of Article 49;
- (b) any person who, for commercial purposes, uses an object which is not patented or whose patent has lapsed or has been invalidated, using on such object indications corresponding to a patent or simulating such indications;
- (c) any person who with ill intent uses a patented procedure for commercial purposes;
- (d) any person who with ill intent imitates or uses an invention, the patent application for which is pending, unless the patent is finally not granted.

Persons found guilty under this Article shall be sentenced to pay the costs, damages and prejudice caused to the owner of the patent.

The tools and equipment used directly in committing any of the offenses mentioned in this Article shall be confiscated. Unlawfully produced objects shall be destroyed. As for the tools and equipment used, the competent court may order their destruction or their distribution for charity.

Any person committing a second or subsequent offense within five years from the date of a fine shall be sentenced to another fine of at least double the initial fine, up to a maximum amount of 2,000 monthly accounting units.

第52条：次の者は、国家に支払われるべき25から1,000月計算単位までの罰金に処せられる。

- (a) 第49条第5段落の規定にも拘わらず、特許発明を、商業目的で不正を以て製造し、使用し、市場に提供若しくは導入し、輸入し、又は所有する者
- (b) 商業目的で、特許されていない物又は特許が失効し若しくは無効となった物を使用し、それらの物に特許に対応する表示又はそれらしきものを付す者



(c) 特許方法を商業目的で不正をもって使用する者

(d) 特許出願が行われて係属中である発明を、不正を以て模倣し又は実施する者。ただし、特許が最終的に付与されることを条件とする。

本法に基づき有罪とされた者には、当該特許の所有者に生じた費用、損害賠償及び被害を支払うことが宣告されるものとする。

本条にいう罪の何れかを犯すのに使用された道具及び設備は、没収されるものとする。不法に生産された物は廃棄される。使用された道具及び設備に関しては、管轄裁判所は、その廃棄又は慈善のための分配を命じることができる。

罰金に処せられた日から5年以内に第2の又はその後の罪を犯す者は、当初の罰金の少なくとも2倍で、2,000月計算単位の額を上限とする罰金を宣告される。

**Article 61.**— The following persons shall be liable to a fine of 25 to 1,000 monthly accounting units payable to the State:

(a) any person who with ill intent manufactures, markets, imports or uses, for commercial purposes, a registered utility model, notwithstanding the exception established the fifth subparagraph of Article 49, which shall also apply to this category of rights.

(b) any person who, for commercial purposes, uses the indications corresponding to a utility model whose registration has lapsed or has been invalidated, and any person who, for commercial purposes, simulates an indication where there is no registration.

Persons found guilty in accordance with this Article shall be sentenced to pay the costs, damages and prejudice caused to the owner of the utility model.

The tools and equipment used directly in committing any of the offenses mentioned in this Article shall be confiscated. Unlawfully produced objects shall be destroyed. As for the tools and equipment used, the competent court may order their destruction or their distribution for charity.

A second or subsequent offense within five years of the application of a fine shall be punishable by another fine at least double the initial one, up to a maximum of 2,000 monthly accounting units.

第61条：次の者は、国家に支払われるべき25から1,000月計算単位までの罰金に処せられる。

(a) 第49条第5段落に定める例外（この範疇の権利にも適用される）にも拘わらず、登録実用新案を、商業目的で不正に製造し、販売し、輸入し又は使用する者

(b) 登録が失効し又は無効とされた実用新案に対応する表示を、商業目的で使用する者及び登録のない表示を、商業目的で模倣する者

本条に従って有罪とされた者には、当該実用新案の所有者に生じた費用、損害賠償及び被害を支払うことが宣告される。

本条にいう罪の何れかを犯すのに直接使用された道具及び設備は没収される。不法に生産された物は廃棄される。使用された道具及び設備に関しては、当該裁判所はそれらの廃棄又は慈善のための分配を命じることができる。

罰金適用から5年以内の第2又はそれに続く犯罪は、最初の罰金の少なくとも倍額で、2,000月計算単位を上限とする罰金をもって処罰するものとする。

**Article 67.**— The following persons shall be liable to a fine of 25 to 1,000 monthly accounting units, payable to the State:

(a) any person who with ill intent manufactures, markets, imports or uses, for commercial purposes, a registered industrial design, without prejudice to the provisions of the fifth subparagraph of Article 49, which shall also apply to this category of rights.

(b) any person who, for commercial purposes, uses indications corresponding to a registered industrial design or simulates such indications where said registration does not exist or has lapsed or been cancelled.

Persons found guilty in accordance with this Article shall be sentenced to pay the costs, damages and prejudice caused to the owner of the industrial design.

The tools and equipment used directly in committing any of the offenses mentioned in this Article and the objects produced illegally shall be confiscated. Unlawfully produced objects shall be destroyed. As for the tools and equipment used, the competent court may order their destruction or their distribution for charity.

A second or subsequent offense within the five years following the application of a fine shall be punishable by another fine of at least double the initial fine, up to a maximum amount of 2,000 monthly accounting units.

#### 第67条

次の者は国家へ支払うべき25から1,000月計算単位までの罰金が科される。

(a) この範疇の権利にも適用される第49条第5段落の規定を損なうことなく、登録意匠を、商業目的で不正に製造し、販売し、輸入し又は使用する者

(b) 登録が存在せず又は失効し若しくは取り消されている場合において、商業目的で、登録意匠に対応する表示を使用し、又は当該表示を模造する者

本条に従って有罪とされた者は、意匠の所有者に生じた費用、損害及び被害を支払うよう宣告される。

本条にいう犯罪の何れかを行うのに使用された道具及び設備並びに不法に生産された物は、没収されるものとする。不法に生産された物は廃棄される。使用された道具及び設備に関しては、管轄裁判所は、それらの廃棄又は慈善のための分配を命じることができる。

罰金の適用後5年以内に生じた第2の又はそれに続く犯罪は、当初の罰金の少なくとも2倍で、2,000月計算単位の額を上限とする罰金を以て処罰される。

#### <法令第17.336<sup>18</sup> (著作権法) >

**Article 18:** “The holder of the copyright protection or those expressly authorized by him shall enjoy the exclusive right of using the protected work in any of the following manners:

a) (...)

b) To reproduce it through any procedure.

c) To adapt it to other genres or to employ it in any other form that involves a variation, adaptation or transformation of the original work, including its translation.

<sup>18</sup> 前掲脚注 13 参照。なお、原文はスペイン語であり、英語の公定訳はない。英文は質問票の回答に記載されたものを参照しており、日本語訳は仮訳である。

d) (..)

e) To distribute to the public by sale or any other transfer of ownership the original and copies of his work which have not been object of sale or transfer of ownership with the authorization of the author”.

The court may order, at any stage of the trial, the following precautionary measures:

第18条：著作権保護の保有者又は当該保有者によって明示的に権限を付与された者は、以下の方法により、保護された作品を使用する独占的権利を享受する。

a) (..)

b) 任意の手続により当該作品を複製すること。

c) 当該作品を他の種類のものに改作すること又は原作品の変更、翻案若しくは変形を伴う他の形式のものにおいて当該作品を使用すること（当該作品の翻訳を含む）。

d) (..)

e) 所有権の売却又は譲渡の対象となっていない自己の原作及び複製を、創作者の許可を得て、所有権の売却その他譲渡によって公に頒布すること

### (3) 保護態様

権利者は、所定の書面を裁判所に提出し、法令19.039号（産業財産法）及び法令17.336号（著作権法）に規定する侵害に該当する商品の通関差止を請求することができる。また、侵害が発生していると信じるに足る相当な理由がある場合でも差止を申請することができる。

なお、税関の職権による通関停止も可能であり、この場合は著作権と商標のみが対象となっている<sup>19</sup>。詳細は後述する。

### (4) 税関登録について

特別な登録制度はない。ただし、警察や税関は知的財産庁（INAPI<sup>20</sup>）が提供する商標データベースにアクセスが可能となっている<sup>21</sup>。また、真正品と模倣品を識別する情報は権利者又は代理人により直接提供される。

### (5) 税関における模倣品の差止から処分までの流れについて<sup>22</sup>

上述のように、税関での差止は権利者からの申請に基づくものと、税関の職権によるものがあり、後者の場合は商標及び著作権のみが対象となっている。

#### ア 権利者からの申請に基づく場合の流れ

権利者からの申請による場合、まず、権利者は自己が有する知的財産権に基づき、権利を侵害する商品の輸入や輸出を差し止めるための申請を裁判所に提出する。このとき、

<sup>19</sup> 前掲脚注15参照、第12～第13頁。また、本調査研究における調査票調査にも基づく。

<sup>20</sup> INAPI: Instituto Nacional de Propiedad Industrial

<sup>21</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。ただし、商標と著作権に関しては登録制度があるとの回答もあった。この回答によると、権利が存続する間有効であり、登録する者の氏名及び住所、INAPIでの登録情報、真正品と模倣品を識別する情報が必要とある。なお質問票の回答以外で情報を得られなかった。

<sup>22</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

権利者は、差止を申請するにあたり、根拠となる知的財産権を有することを証明するとともに、侵害がなされた根拠を示す必要がある。また、侵害品、その発見場所、権利者が既知であればその目的地について説明をする必要がある（法令19.912号 第8条）。

権利者からの申請を受領した裁判所は、その旨を税関、輸入者及び権利者に通知する（法令第19.912号 第10条）。そして税関は該当する商品の通関を差し止める。また、裁判所は、輸入者等に損害が発生した場合の補償金を求めることができる（法令第19.912号 第9条）。

差止を申請した権利者は、裁判所が税関へ差止の通知をした日から10業務日以内に民事裁判の提訴又は刑事告訴を行わなければならない（法令19.912号 第13条）。権利者からの提訴又は告訴がなかった場合、又は裁判所がこれを拒否する決定を行った場合、差止措置は解除され、商品が解放される。なお、この期間中差し止められている侵害被疑品は、裁判所により指定された者又は機関で保管される（法令19.912号 第10条、同第11条）。

裁判所では、通常、侵害品の押収が命じられると、検察官が調査を行う。検察官は、真正品と模倣品について検討し、特に外観の類似点について検査を実施する。裁判所では、口頭審理又はこれに代わる手続がなされて終了となる。口頭審理は、通常、非常に重要な事案、被告の本質的な権利が裁判所の最終決定によって脅かされるおそれがある場合に行われる。他方で口頭審理に代わる手続は、例えば、司法手続の条件付停止、被告人と検察官との合意等がある。これらは、裁判所で行われる形式審理中に行われ、刑事手続の条件付停止であるか、合意によるものかによって差し止められている侵害被疑品の廃棄命令又は当事者間の合意が行われる。

## イ 職権による場合の流れ<sup>23</sup>

税関は、貨物が通関する際に無作為による抽出検査を行っている。このとき、商標権又は著作権を明らかに侵害する物品を発見した場合、税関当局はその通関の差止を職権により命じることができる。

その後税関当局は、権利者が判明している場合、その権利者に差止を行った旨の通知を行う。権利者は通知を受けた日を起算日として、5業務日以内に裁判所に対し、民事裁判の提訴又は刑事告訴、及び差止期間の延長を申し立てる必要がある。その期間内に提訴等が適法に行われなかった場合、差止措置は解除され、差し止められていた侵害被疑品は解放される。その後の手続は権利者の申請による場合と同様であるので省略する。

<sup>23</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

手続	手続の概要	
	権利者の申請に基づく差止	税関の職権による差止
1. 権利者からの申立て又は職権による差止命令	権利者は、侵害被疑品の通関を差し止めるために、民事裁判所へ模倣対策措置を申請することができる（法令 19.912 号第 8 条及び第 16 条）。	税関は、無作為抽出検査で侵害品であることが明らかな商品を発見した場合、職権で差止を命じる場合がある。
2. 請求の受理／拒絶	裁判所は、権利者からの申請を受理した場合、輸入者、税関及び権利者に通知を行う（法令 19.912 号第 10 条）。権利者にはさらに民事裁判を提訴又は刑事告訴を行い、差止措置の継続を求める期間として 10 業務日が与えられる（法令 19.912 号第 13 条）。当該期間内に権利者による手続が適切に行われなかった場合、差止は解除される。 なお、裁判所は、さらに追加の根拠、及び最終的に侵害をした者への損害賠償が発生した場合の補償金を請求することができる（法令 19.912 号第 9 条）。	権利者は税関が差止を行った旨の通知を受領する。通知を受領した権利者は、民事裁判又は刑事告訴を行う期間として 5 業務日が与えられる。 当該期間内に手続が適切に行われなかった場合、差止は解除される。
3. 裁判所による侵害品の押収命令及び司法手続	上記の通知又は刑事告訴が行われた場合、裁判所は通常、侵害品の押収を命じ、検察官は調査を行う。	
4. 裁判所により侵害品と判断された商品の没収及び破棄	当事者間で合意に達した場合、司法手続の条件付停止によって事案が終了した場合、検察官が調査を続行しないと決定した場合、又は裁判所が口頭審理後に被告人を有罪と認めた場合、裁判所は、当該侵害被疑物品を廃棄する命令を行う。	

図 1 差止から処分までの流れ

## （6）税関における差止から廃棄処分までの費用負担<sup>24</sup>

費用負担は事案により異なる。具体的には、差止を行う主体や場所により異なるとされている。例えば、サンティアゴの税関で差止が行われた場合、費用は通常税関が負担する。この費用には検察庁が行う破棄の費用も含む。サンティアゴ以外の税関で差止が行われた場合、差止の費用は通常税関が負担するが、商品の破棄は検察又は税関が負担する。

検察が独自に差止を行った場合、その費用は、通常被害者又は被告人が負担し、被害者がいない場合又は被害者が保管費用を負担できないときは被告人が負担する。破棄の費用は裁判所の決定に応じて被害者、被告人又は検察が負担する。

なお、これらに関する規定は、チリでは特には設けられていない。

## （7）税関と権利者等との連携について<sup>25</sup>

税関と権利者との連携について、公的な制度は設けられていない。ただし、税関と権利者は必要に応じて模倣品や真正品に関する情報を共有し、また、権利者が自己の真正品と模倣品の識別方法等について、税関やその他関係官庁に対して適宜トレーニングを行う機会を設け、取締りの実効性を高めている。

<sup>24</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

<sup>25</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

また、民間及び公的機関の代表により構成された常設の作業部会がある。これは、模倣品に関する情報共有を目的としたものである。また、INAPIにより設立された作業部会もある。これは、公的機関の代表職員の連携や調整を目的としたものである。

#### (8) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

関連する調査報告書が2015年7月14日に公開されている。弁理士事務所、税関、警察の特別模倣品対策組織の統計情報を基に作成された<sup>26</sup>。

調査報告書によれば、2015年に2,864,976点の個別商品及び模倣品が没収された。これは末端価格で総額45,420,881USドルになり、主に玩具及び衣類である。これらの統計値に加えて、同年に516,000カートンのたばこが没収された。これは5,165,485箱に相当し、年間の脱税額は18,162,551USドルとなる<sup>27</sup>。

### 8.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

#### (1) 概要

刑事措置に関しては、基本的には刑法上の規定が適用され、事案に応じて特別法である法令第19.039号（産業財産法）や法令第17.336号（著作権法）上の刑罰規定が適用される。

営業秘密に関しては、刑法上の規定及び法令第19.039号（産業財産法）の規定が設けられているが、不正ラベルや映画の盗撮に関し、特別の規定は設けられていない。一般的な刑事罰の規定が適用される。

表 4 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則	刑事罰規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	懲役及び罰金（1120月税金単位）	刑法第146条、同条第156条
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	25～1000月計算単位の罰金 11UTM乃至20UTM／6UTM乃至10UTMの罰金	産業財産法第28条 刑法第185条、同法第190条
映画の盗撮に関する刑事罰規定	5UTM乃至50UTMの罰金	著作権法第79条

<sup>26</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

<sup>27</sup> 模倣関連の報告及びその他情報については <http://www.ccangol.cl/?p=413> で公開されている（スペイン語）を参照。（最終アクセス日：2017年3月13日）

## (2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

営業秘密に関しては、その漏洩及び不正取得について刑法上の規定がある。また、法令第19.039号（産業財産法）でも営業秘密の不正取得に関する規定がある。

### <刑法<sup>28</sup>>

**第146条** 通信又はその他書類を過失により開封又は記録した者については、その内容に記載されている秘密を暴露又は利用した場合は中程度の短期懲役刑、その他の場合は最低限の短期懲役刑に処する。

本条の規定は、配偶者及び民法上の同居人との間、並びに扶養下にある子又は未成年の者の書類又は書状に関して両親、保護者、若しくはその代わりとなる者に対して適用されない。

さらに本条の規定は、法律又は特別規則により他人の通信について知ることを合法的に認められた者に対しても適用されない。

**第156条** 郵便及び電信事業者の従業員あるいはその権限を利用した者が通信の傍受又は開封を行った場合、若しくは第三者に対してその開封又は廃棄の便宜を与えた場合は最低限の短期懲役刑に処し、更にその内容に記載されている秘密を利用又は暴露した場合はその刑として任意の程度の短期懲役刑並びに十一か月以上二十か月以下の課税単位の罰金に処する。

書簡の通信又は電信部分の送信又は提出を意図的に遅延させた場合、その刑は最低限の短期懲役刑となる。

### <法令第19.039号<sup>29</sup>（産業財産法）>

**Article 87.**— The unlawful acquisition of a trade secret, its disclosure or exploitation without authorization from the holder, and the disclosure or exploitation of trade secrets to which there has been lawful access but under a confidentiality obligation, shall constitute a violation of the trade secret, provided that the violation of the secret has been with the intent to obtain advantage for self-benefit or that of a third party or to injure the holder thereof

#### 第87条

営業秘密の不法な取得、所有者からの許可を受けないその開示及び適法に入手できたが守秘義務を伴う営業秘密の開示又は実施は、営業秘密の侵害を構成する。ただし、自己若しくは第三者の利益のために利用し、その所有者に損害を与える意図を以て侵害がされた場合に限る。

<sup>28</sup> “Criminal Code (Law No. 18.742, as amended up to Law No. 20526 of August 13, 2011),” World Intellectual Property Organization (WIPO), WIPO Lex ウェブサイト内、URL: <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=5321>（最終アクセス日：2017年2月7日）なお、原文はスペイン語のみであり、英文の公定訳はない。英文は、質問票に記載されたものを参照した。日本語訳は仮訳である。

<sup>29</sup> 前掲脚注 12 及び 17 参照。

### (3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

不正ラベル・不正包装の故意の使用に関しては、一般的な侵害の規定が適用される法令第19.039号（産業財産法）第29条、上記8.1.1(2)参照）。また、刑法では、偽造した商標や印章等を使用する罪（刑法第185条）や、商品の製造者等を虚偽表示する者を罰する規定が設けられている。

#### <刑法<sup>30</sup>>

**Article 185:** “... Any person who counterfeits the seal, stamp or hallmark of an authority, a private banking house, a commercial or industrial establishment, or any individual; or makes use of the counterfeited seals, stamps or trademarks, shall be subject to a penalty of short-term imprisonment of whatever length and a fine of 11 to 20 UTM”.

第185条： …当局、民間の金融機関又は工業上若しくは商業上の営業所又は個人の印章、印判又は極印を偽造したか、又は偽造された印、印章若しくは商標を使用した者は、期間を問わず短期の懲役及び11UTM乃至20UTMの罰金に処する。

**Article 190:** “Any person who had the name of the manufacturer placed on manufactured objects which were not truly of his authorship, or the legal entity (business name) of a factory which does not indicate its real nature will be subject to a penalty of short-term imprisonment of minimum to medium length and a fine of 6 to 10 UTM”.

第190条： 実際には創作者ではない製造者の名称を製作物に付したか又は工場の法的主体の名称（商号）であって、その実体を示さないものを付した者は、最短期間乃至中期間の短期の懲役及び6UTM乃至10UTMの罰金に処する。

### (4) 映画盗撮に関する刑事罰規定について<sup>31</sup>

チリでは映画の盗撮に関して特に定めた刑事罰規定はない。通常の著作権侵害として法令17.336号（著作権法）に規定された刑事罰規定により処理される。例えば、法令17.336号（著作権法）第18条（上記8.1.1(2)参照）や、以下のような規定がある。

#### <法令第17.336号<sup>32</sup>（著作権法）>

**Article 79:** Any fault or offense committed against intellectual property by the following shall be subject to a fine of 5 to 50 UTM:

- a) Any person who, without being expressly empowered for such purpose, uses somebody else’s works protected by this Law, either unpublished or published, in any of the forms or by any of the means established in Article 18”.

第79条： 以下の者が知的財産に対して犯した犯罪は、5UTM乃至50UTMの罰金が課される。

- a) 公表されたものか否かを問わず、本法によって保護される第三者の作品を、明示的な権限なく、第

<sup>30</sup> 前掲脚注 29 参照。

<sup>31</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

<sup>32</sup> 前掲脚注 13 及び 18 参照。



18条に定める形式又は手段にて使用した者

映画の盗撮は著作物の複製にあたり、その複製を入手するための行為等も罰せられる。なお、スマートフォンやコンピュータ等を使用して、ストリーミングデータとして盗取した場合等も刑法上の罪として罰せられる。加えて、テレビやインターネットから録画したデータを拡散したり、DVD等に複製したりする行為も禁止されている。

### (5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

チリでは、National Chamber of Commerce（国家商工会議所）のような管轄当局又は管轄機関が統計調査を行っており、不定期に公表されている。

最新の情報（2015年）によると、以下の例が挙げられる<sup>33</sup>。

表 5 模倣品等の取締り実績例（2015年）

押収品	押収された数量	末端価格	前年度比
商品（模倣品）	2,864,976個	45,420,881 US\$	34%増
たばこ	516,000カートン	5,165,485 US\$	—
著作権侵害品（国内）	470,891個	—	—
産業財産権侵害品（国内）	601,710個	—	—

2015年では、2014年と比較して押収品の数は102%増加した。これは、主にこれらの犯罪に関する警察による捜査の効率がよくなったためと考えられるが、チリ国内での模倣品等の供給が増えたためとも考えられている<sup>34</sup>。

2016年前半では、116,000個の商品が押収され、その内71%が産業財産権に関する犯罪となるものである。産業財産権の侵害品として押収された商品のうち、玩具（40%）が最も多く、次いで衣類（31%）、たばこ（7%）が多かった<sup>35</sup>。

## 8.1.3 民事措置の内容及び実施状況

### (1) 概要

損害賠償等の民事措置は、一般規定として民法に規定があり、その上で法令第19.039号（産業財産法）等の特別法にその法目的等に応じた規定が設けられている。模倣品については、法令第19.039号（産業財産法）及び法令第17.336号（著作権法）で設けられた規定が適用される。なお、損害賠償の額を定める規定はなく、裁判において提出された証拠資料等に基づいて算定される。

<sup>33</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

<sup>34</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

<sup>35</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

表 6 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償	悪意又は過失に起因する損害	民法第2329条
	下記のいずれか a) 権利所有者が心外の結果として得られなくなったであろう利益 b) 侵害者が侵害の結果として得たであろう利益 c) ライセンス付与の場合であれば、侵害者が権利所有者に支払ったであろう価格	産業財産法第108条 (法令第19.039号)
追加的損害賠償	なし	なし

## (2) 模倣品被害に対する損害賠償制度について

チリにおける損害賠償に関する一般規定は、民法第2329条であり、損害の原因又は性質（経済的、物質的、精神的、直接、間接等）にかかわらず、その損害を賠償できるとし、他の者の悪意又は過失に起因するいかなる損害については、その者は賠償しなければならないと規定されている。

加えて、法令第19.039号（産業財産法）等の特別法において、権利者の許可なく、第三者の商標を付したか又は著作権によって保護された作品を複製した模造品等によって生じた損害の賠償の制度も定めている（例えば、法令第19.039号第108条）。このような規定は、民法が定める一般的な制度の原則と同じ原則に基づくものであるが、長く複雑な通常の手続に代えて、即決裁判（juicios sumarios）と称される簡略化された手続をとることができる。

### <産業財産法 法令第19.039号<sup>36</sup>>

**第108条** 損害賠償は、原告の選択により、一般規則に従って、又は次の規則に従って決定することができる。

- (a) 権利所有者が、侵害の結果として、得られなくなったであろう利益
- (b) 侵害者が侵害の結果として得たであろう利益
- (c) ライセンス付与の場合であれば、侵害者が権利所有者に支払ったであろう価格。この際、侵害された権利の商業的価値及び既に付与されている契約ライセンスを考慮に入れる

一般的に、損害賠償金の額の計算については、これを定める特別な規定はない。その額は、提出された証拠に基づいて定められる。例外的に、知的財産に関する法令第17.336号（著作権法）では、次のように定めている。

- (a) 経済的損害を判断するにあたり、裁判所は、とりわけ、侵害による該当品の正当な小売価額を考慮するものとし、侵害者が得た収益を支払うよう侵害者に更に言い渡すことができる。
- (b) 精神的損害を確認するため、裁判所は、侵害の状況、被った損害の重大さ、創作

<sup>36</sup> 前掲脚注 12 及び 17 参照。

者の評判に対する損害、作品の違法な頒布の客観的な程度を考慮に入れるものとする。

**(3) 追加的損害賠償制度について**

上述のように、追加的損害賠償制度は、チリでは設けられていない<sup>37</sup>。

**(4) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について**

チリでは、模倣被害に対する民事措置に関する統計調査は行われていない<sup>38</sup>。

---

<sup>37</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

<sup>38</sup> 本調査研究における調査票調査に基づく。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>